

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人大学評価・学位授与機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

大学評価・学位授与機構は、大学等(大学、短期大学、高等専門学校並びに大学共同利用機関)の教育研究活動等の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、大学以外で行われる高等教育段階での様々な学習の成果を評価して学位の授与を行うことにより、多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的としている。

さらには、近年のグローバル化により、我が国の高等教育の国際通用性の向上が求められる中、関係国機関との連携、国際的な質保証活動へ積極的な参画を行うなど、我が国を代表する中核的な質保証機関としての役割の重要性が高まってきている。

そうした組織の中で、当機構の長は、法人全体の事業を総括する一方で、大学等の教育研究活動等の評価や学位授与事業の実施及び高等教育の質保証に関する調査研究を推し進めるため、国内外の質保証機関等との連携を通じた我が国の高等教育の国際通用性の向上に資する取組を推進するとともに、高いマネジメント能力とリーダーシップに加え、高度な専門性が求められる。

また、機構長の年間報酬額は、事務次官の年間給与額22,652千円と比べてもそれ以下となっており、他の高等教育関係の独立行政法人の長と同水準である。

こうした職務内容や他の独立行政法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や参考となる他法人との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考ええる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

改定なし

理事

改定なし

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,223	千円 10,654	千円 4,174	千円 115 (通勤手当) 1,278 (都市手当)			※
A理事	千円 11,973	千円 7,795	千円 3,054	千円 187 (通勤手当) 935 (都市手当)			※
B理事	千円 12,506	千円 7,795	千円 3,151	千円 296 (通勤手当) 1,262 (都市手当)	4月1日		◇
A監事	千円 該当者なし	千円	千円	千円 ()			
B監事	千円 該当者なし	千円	千円	千円 ()			
C監事 (非常勤)	千円 1,440	千円 1,440	千円 0	千円 0 ()			
D監事 (非常勤)	千円 1,440	千円 1,440	千円 0	千円 0 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:千円未満を切り捨てているため、総額と内訳の合計が一致しないものがある。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事A	千円	年 月			該当者なし	
理事B	千円	年 月			該当者なし	
監事A	千円	年 月			該当者なし	
監事B	千円	年 月			該当者なし	
監事A (非常勤)	千円	年 月			非常勤監事には退職手当を支給しないこととしている	
監事B (非常勤)	千円	年 月			非常勤監事には退職手当を支給しないこととしている	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

業務運営の効率化を推進し、職員数の適正化を図りつつ、国家公務員の給与改定を踏まえた役職員給与の必要な見直しを行い、適正な人件費管理に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第63条第3項に基づき、社会一般の情勢に適合するものとして、人事院勧告に基づいて決定される国家公務員の給与水準を考慮して決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

人事評価結果を踏まえた勤務成績も考慮し、昇格(降格)、昇給(降号)の実施及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本給月額 (昇格・降格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、上位の級に昇格させることができる。また、勤務成績が良好でなく改善が見られない場合、下位の級に降格させることができる。
本給月額 (昇給・降号)	一定期間における人事評価結果を踏まえた勤務成績に応じ昇給区分(A～Eの5段階)を決定し、8号給～0号給上位の号給に昇給させることができる。また、勤務成績が良好でなく改善が見られない場合、下位の号給に降号させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	一定期間における人事評価結果を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

- 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた。
(職員について)
 - 実施期間:平成24年6月～平成26年3月
 - 本給表関係の措置の内容:事務系職員本給表2級以下及び教育職員本給表2級以下(△4.77%)、事務系職員本給表3～6級及び教育職員本給表3～4級(△7.77%)、事務系職員本給表7級以上及び教育職員本給表5級以上(△9.77%)
 - 諸手当関係の措置の内容:管理職手当(△10%)、都市手当(減額後の本給月額及び管理職手当により算出)、期末手当(△9.77%)、勤勉手当(△9.77%)、超過勤務手当(減額後の本給月額及び都市手当により算出)、休日給(減額後の本給月額及び都市手当により算出)、夜勤手当(減額後の本給月額及び都市手当により算出)
- (役員について)
 - 実施期間:平成24年4月～平成26年3月
 - 本給表関係の措置の内容:一律△9.77%
 - 諸手当関係の措置の内容:都市手当(△9.77%)、期末特別手当(△9.77%)
- 平成25年4月1日に年齢31歳以上39歳未満の職員について、給与構造改革期間中(平成18～22年度)に抑制されてきた昇給分を1号給回復させた。
- 平成25年4月1日から、高位の号給から昇格した場合の本給月額の増加額を縮減した。
- 平成26年1月1日から、年齢55歳を超える職員の昇給の号給数について勤務成績が極めて良好な場合は2号給以上、特に良好な場合は1号給に抑制し、それ以外の場合は昇給停止とした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 71	歳 36.6	千円 4,991	千円 3,817	千円 112	千円 1,174
事務・技術	人 68	歳 36.3	千円 4,865	千円 3,727	千円 103	千円 1,138
教育職種	人 3	歳 44.2	千円 7,859	千円 5,872	千円 314	千円 1,987
任期付職員	人 6	歳 48.8	千円 8,226	千円 6,033	千円 188	千円 2,193
教育職種	人 6	歳 48.8	千円 8,226	千円 6,033	千円 188	千円 2,193
再任用職員	人 5	歳 69.1	千円 9,348	千円 6,911	千円 139	千円 2,437
教育職種	人 5	歳 69.1	千円 9,348	千円 6,911	千円 139	千円 2,437
非常勤職員	人 11	歳 43.4	千円 3,199	千円 2,472	千円 122	千円 727
事務・技術	人 11	歳 43.4	千円 3,199	千円 2,472	千円 122	千円 727

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 在外職員については、該当者がいないため記載を省略する。

注3: 研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員)については、該当者がいないため記載を省略する。

注4: 非常勤職員(教育職種)については、該当者がいないため記載を省略する。

注5: 当機構における教育職種は、調査・研究が主な業務であり、高等専門学校の教育職種とは異なる。

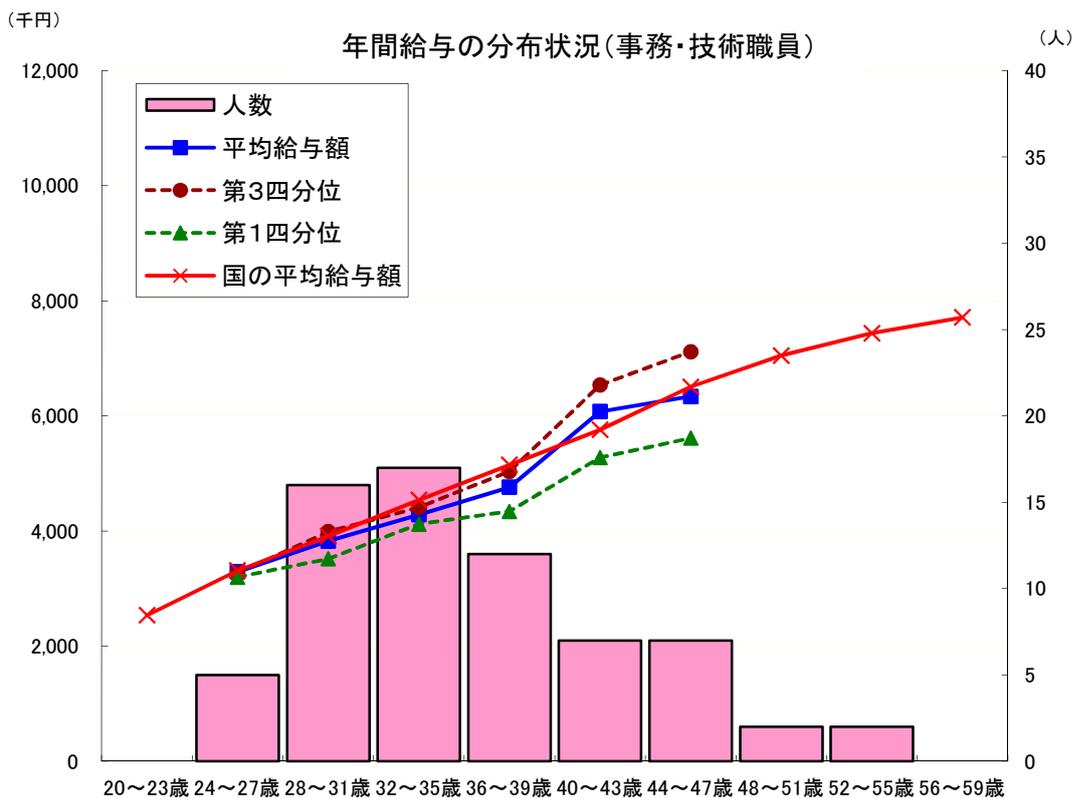
(年俸制適用者)

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
任期付職員	人 4	歳 61.5	千円 3,930	千円 3,930	千円 171	千円 0
年俸制職員	人 4	歳 61.5	千円 3,930	千円 3,930	千円 171	千円 0

注1: 常勤職員、在外職員、再任用職員及び非常勤職員については、該当者がいないため記載を省略する。

注2: 事務・技術、研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員)及び特定有期雇用職員については、該当者がいないため記載を省略する。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢20～23歳、56～59歳の該当者は0人のため、表示していない。

注3:年齢48～51歳、52～55歳の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額及び第1・第3四分位の項目を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
・部長	0	-	-	-	-	-	-
・課長	6	46.3	7,117	7,803	8,485		
・課長補佐	6	46.8	5,268	5,963	6,475		
・係長	20	38.8	4,409	4,938	5,248		
・主任	11	34.9	4,120	4,380	4,475		
・係員	25	30.0	3,502	3,771	4,056		

注1:当機構に支部等はないため、職位に本部及びそれ以外の区分は設けていない。

注2:部長については該当者がいないため、「平均年齢」以下の事項を記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員・主任	主任・係長	課長補佐	課長	課長
人員 (割合)	68	4 (5.9%)	28 (41.2%)	24 (35.3%)	5 (7.4%)	2 (2.9%)	5 (7.4%)
年齢(最高 ～最低)		30 ～ 26	37 ～ 26	46 ～ 32	49 ～ 38		52 ～ 43
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,620 ～ 2,415	3,481 ～ 2,486	4,384 ～ 3,071	4,779 ～ 3,913		6,557 ～ 5,424
年間給与 額(最高～ 最低)		3,377 ～ 3,151	4,475 ～ 3,269	5,871 ～ 4,114	6,475 ～ 5,268		8,628 ～ 7,117

7級	8級	9級	10級
部長	部長	部長	部長
0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注:5級の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項を記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	64.7%	66.5%	65.7%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.3%	33.5%	34.3%
	最高～最低	38.6～33.1%	39.6～31.1%	37.3～32.4%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	64.1%	66.2%	65.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.9%	33.8%	34.8%
	最高～最低	42.4～32.2%	39.6～30.4%	39.1～31.6%

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

97.2

対他法人(事務・技術職員)

94.4

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容					
指数の状況	対国家公務員 97.2					
	参考					
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black;">地域勘案</td> <td style="text-align: right;">99.4</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;">学歴勘案</td> <td style="text-align: right;">96.2</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;">地域・学歴勘案</td> <td style="text-align: right;">99.2</td> </tr> </table>	地域勘案	99.4	学歴勘案	96.2	地域・学歴勘案
地域勘案	99.4					
学歴勘案	96.2					
地域・学歴勘案	99.2					
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由						
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 75.1% (国からの財政支出額 1,194,591千円 支出予算の総額 1,590,684千円:平成25年度予算)</p> <p>【検証結果】 当機構の給与制度は国家公務員に準拠しており、平成25年度の対国家公務員指数においても100未満となっているため、給与水準は適切と考える。</p>					
	<p>【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】 該当なし</p>					
	<p>【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>					
講ずる措置	平成25年度の対国家公務員指数は100未満となっており、この水準を維持するために、今後も国家公務員に準じた給与改定を実施するよう努める。					

- 平成25年度支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合は39.3%である。
- 平成26年4月1日現在の常勤職員(事務・技術)114人中、管理職は8人(7.0%)である。
- 平成26年4月1日現在の常勤職員(事務・技術)114人中、大卒以上の高学歴者は99人(86.8%)である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成21年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 772,027	千円 728,743	千円 (%) 43,284 (5.9%)	千円 (%) △ 108,504 (△ 12.3%)
退職手当支給額 (B)	千円 6,526	千円 36,938	千円 (%) △ 30,412 (△ 82.3%)	千円 (%) △ 71,303 (△ 91.6%)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 96,112	千円 93,184	千円 (%) 2,928 (3.1%)	千円 (%) △ 1,977 (△ 2.0%)
福利厚生費 (D)	千円 112,979	千円 103,759	千円 (%) 9,220 (8.9%)	千円 (%) 4,089 (3.8%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 987,644	千円 962,624	千円 (%) 25,020 (2.6%)	千円 (%) △ 177,695 (△ 15.2%)

注1:「給与、報酬等支給総額」及び「非常勤役職員等給与」においては、賞与引当金繰入額を含まないため、財務諸表の附属明細書「役員及び職員の給与の明細」における常勤及び非常勤の合計額と一致しない。

注2:「非常勤役職員等給与」においては、人材派遣契約にかかる費用を含んでいるため、財務諸表の附属明細書「役員及び職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

・「給与、報酬等支給総額」、「最広義人件費」についての分析

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに準じた給与減額支給措置、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づく国家公務員の退職手当の見直しに準じた退職手当減額支給措置等、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行ったが、認証評価申請校数の増加等に伴い事務職員数を年度初に98人から109人に増員したことを主因として、前年度に比較して「給与、報酬等支給総額」については5.9%、「最広義人件費」については2.6%増加した。

・退職手当の支給水準引下げ等について

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、役職員の退職手当について平成25年1月から以下の措置を講じている。

・役員に関する講じた措置の概要

退職手当支給額の算出に用いる、退職の日における本給月額に乘じる割合(従前100分の12.5)を、平成25年1月から100分の12.5に100分の98を乗じて得た割合、平成25年10月から100分の12.5に100分の92を乗じて得た割合、平成26年7月から100分の12.5に100分の87を乗じて得た割合に引き下げることとした。

・職員に関する講じた措置の概要

20年以上の期間勤続して退職する常勤職員(傷病によらずその者の都合により退職する者を除く。)に対する退職手当の基本額に乘じる調整率(従前100分の104)を、平成25年1月から100分の98、平成25年10月から100分の92、平成26年7月から100分の87に引き下げるとともに、調整率の適用対象に自己の都合による退職者又は勤続20年未満の退職者を含めることとした。

また、退職する非常勤職員(期間雇用職員)に対する退職手当の基本額に、平成25年4月から100分の98、平成25年10月から100分の92、平成26年7月から100分の87の調整率を乗じることとした。

IV 法人が必要と認める事項
特になし